

平成 29 年定期監査結果報告書
(平成 28 年度対象)

神奈川県監査委員

本報告書は、平成 29 年に実施した定期監査の結果に関する報告である。定期監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、残余の出先機関及び本庁機関についても地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づいて実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項及び第 11 項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員森正明及び監査委員大村博信を、監査事務局については監査委員村上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて 1 年分を取りまとめたものであり、同法第 199 条第 9 項の規定に基づき、議会及び知事並びに関係する委員会に提出し、公表する。

なお、本報告書には、同条第 10 項の規定に基づき、県の組織及び運営の合理化に資するための意見を別記として添えている。

平成 29 年 10 月 4 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣

同 高 岡 香

同 太 田 眞 晴

同 森 正 明

同 大 村 博 信

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の実施	1
1	監査実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査の範囲	1
4	監査の実施箇所数	1
第3	監査の結果	2
1	監査結果の概要	2
(1)	本庁機関及び出先機関別内訳	2
(2)	局等別内訳	3
2	所属横断的視点による監査	3
3	不適切事項	4
(1)	特記すべき不適切事項	5
(2)	複数の機関で認められた事案	11
4	要改善事項	14
(1)	経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	14
(2)	事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	14
5	箇所別の監査結果	23
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	23
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	51
別記	組織及び運営の合理化に資するための意見	57

第1 監査の対象

平成29年定期監査の対象は全ての県機関566箇所（組織再編により廃止となった5箇所（平成29年3月末廃止3箇所、同年6月末廃止2箇所）を含む。）で、その内訳は本庁機関205箇所、出先機関361箇所である。

なお、出先機関361箇所のうち、平成29年4月28日までに結果を取りまとめた101箇所については、監査の結果に関する報告を、同年7月6日に議会及び知事等に提出し、同年8月29日付けで公表（公報登載）しており、本報告書では「既報告」と表記している。

第2 監査の実施

1 監査実施方針

公正で効率的な県の行財政運営の推進を促すため、監査の実施に当たっては、財務執行の合規性の観点から、不適切な事案の有無を点検するとともに、ストック（資産）や人件費なども含めてコストを意識した事業執行がなされるよう、また、費用に対して事業の成果が一層上がるよう、3E監査（経済性・効率性・有効性）の観点から改善すべき事項がないか点検する。

2 監査実施期間

平成29年1月から同年9月まで

出先機関：平成29年1月10日から同年9月11日まで

（職員調査は、平成28年12月12日から平成29年7月12日まで）

本庁機関：平成29年7月21日から同年9月25日まで

（職員調査は、平成29年5月15日から同年8月9日まで）

3 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要な応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要な応じて、前回監査実施後の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

4 監査の実施箇所数

監査を実施した566箇所の監査実施区分の内訳は、甲監査284箇所、乙監査282箇所（うち書面調査164箇所）である。

監査区分	監査(甲)	監査(乙)		計
			うち書面	
本庁機関	箇所 195	箇所 10	箇所 0	箇所 205
出先機関	89	272	(164)	361
重点所属	21	3	0	24
大規模所属	17	6	0	23
中規模所属	29	37	0	66
小規模所属	4	9	(1)	13
業務定型的所属	18	217	(163)	235
計	284	282	(164)	566

(注) 1 甲監査は監査委員による実地調査、乙監査は書記（事務局職員）による実地調査又は書面

調査（学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部）を実施

- 2 出先機関については、予算や人員の規模などにより区分し、原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに甲監査を実施

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項は不適切事項 153 件（うち既報告 42 件）及び要改善事項 12 件、計 165 件（うち既報告 42 件）である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した 165 件の本庁機関及び出先機関別の内訳は、次のとおりである。

区分	29 年監査			28 年監査			比較増減		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
不適切事項	51	102	153	37	130	167	14	△28	△14
要改善事項	12	0	12	6	9	15	6	△9	△3
計	63	102	165	43	139	182	20	△37	△17

(2) 局等別内訳

指摘した165件の局等別の内訳は、次のとおりである。

局 等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内 訳			
				不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政 策 局	18 (6)	5	11	5	11	0	0
総 務 局	25(14)	7	9	5	7	2	2
安全防災局	9 (3)	3	5	3	5	0	0
県 民 局	26(14)	10	17	10	17	0	0
スポーツ局	4 (0)	1	1	1	1	0	0
環境農政局	29(17)	12	14	11	12	2	2
保健福祉局	38(23)	18	25	18	25	0	0
産業労働局	24(12)	5	10	5	10	0	0
県土整備局	36(14)	10	15	10	15	0	0
会 計 局	3 (0)	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	28(17)	9	14	7	8	2	6
議 会 局	4 (0)	0	0	0	0	0	0
教育委員会	202(187)	31	41	31	39	2	2
各委員会等	9 (0)	0	0	0	0	0	0
公安委員会	111(54)	1	3	1	3	0	0
計	566(361)	112	165	107	153	8	12

(注) 1 実施箇所数の()は出先機関数で内数

2 政策局には地域県政総合センターを、保健福祉局には神奈川県立保健福祉大学を含めている。

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

2 所属横断的視点による監査

平成29年定期監査においては、行政財産（教育委員会所管にあつては「教育財産」、企業庁所管にあつては「行政資産」をいう。以下同じ。）の使用許可に伴う使用料の算定について、所属横断的な監査を実施した。その結果は次のとおりである。

平成27年12月28日に「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」の一部が改正（企業庁所管にあつては、平成28年1月28日に「神奈川県公営企業固定資産管理規程」の一部が改正）され、平成28年4月1日から施行された。

これにより、これまで全県統一単価であつた使用許可に伴う電柱や配管類等の使用料が、平成28年度から四つの所在区分ごとに定められることとなったことから、区分の適用誤りや旧単価の適用等、改正に伴う誤りがないか、所属横断的視点による調査を実施したものである。

平成28年度において行政財産の使用許可に伴う電柱や配管類等の使用料を徴収したもののうち1,161件を抽出して調査を実施したところ、単価の適用誤り（旧単価を使用）による不適切事項が2所属で2件あり、660円が徴収不足であつた。なお、このほかに使用料の算定に係

る端数処理の誤りによる不適切事項が1所属で1件あり、130円を過大に徴収していた。また、使用料の変更に伴う手続の遅延に係る不適切事項が3所属で3件あった。

3 不適切事項

不適切事項は153件で、平成28年監査に比べて14件減り、2年連続で減少している。不適切事項の内容は、後記「5 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりで、財産の項目が10件増加し37件となり、次いで、契約の項目が8件減少しているものの28件となっている。なお、平成28年監査で最も件数の多かった庶務の項目については23件減少し18件となっている。

(監査実施箇所数 平成29年：566箇所、平成28年：563箇所)

項 目	29年監査		28年監査		件 数 比較増減	対前年比率
	件 数	構成率	件 数	構成率		
予 算 執 行	11	7.2	14	8.4	△ 3	87.6
収 入	22	14.4	16	9.6	6	137.5
支 出	20	13.1	17	10.2	3	117.6
会計事務処理	0	0.0	1	0.6	△ 1	皆減
契 約	28	18.3	36	21.5	△ 8	77.8
課 税 徴 収	1	0.6	0	0.0	1	皆増
工 事	13	8.5	10	6.0	3	130.0
補 助 金	2	1.3	3	1.8	△ 1	66.7
現金・有価証券	1	0.7	0	0.0	1	皆増
財 産	37	24.2	27	16.2	10	137.0
庶 務	18	11.8	41	24.5	△ 23	43.9
そ の 他	0	0.0	2	1.2	△ 2	皆減
計	153	100.0	167	100.0	△ 14	91.6

不適切事項の内容としては、昨年指摘した内容と同様のものが依然として多く認められ、神奈川県財務規則の規定どおりに督促状を発行していなかったもの、支払期限を過ぎて支払っていたもの、週休日の勤務の振替を行わなかった職員に時間外勤務手当を支給していなかったものなど、事務手続の遅れや未処理によるものが多数認められたほか、契約書に記載すべき事項が記載されていなかったもの、予算の科目を誤っていたもの、設計額や契約額の積算を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものも発生していた。

また、平成29年監査では、県有財産の台帳への登録漏れが昨年に比べ多数認められたほか、登録が著しく遅れていたものがあつた。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足、各所属における確認不足及び進行管理の不備など、内部統制が十分機能していないことなどに起因するものと考えられ、関係各機関においては、内部統制が機能するよう体制の整備に努めるとともに、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令等に係る理解の向上を図るなど、適正な財務関係事務の確保のために、引き続き努力する必要がある。

(1) 特記すべき不適切事項

不適切事項 153 件のうち、特記すべきものが次のとおり 42 件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 収入

行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入について、計算基礎となるガス料金の請求書を、翌月、誤って再度使用して計算したことなどにより、19 件、108,861 円が徴収不足であり、15 件、7,727 円を過大に徴収していた。

(県民局 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター p28)

b 課税徴収

法人事業税及び地方法人特別税の申告内容の調査等に当たり、2以上の都県に事務所等を有して事業を行う法人について、課税標準の総額を関係都県に分割するための基準の一つである事務所等の数が誤っていることを看過し、修正申告書を提出させるなど必要な措置を講じていなかったため、1 件、196,539,100 円が徴収不足であった。 [既報告]

(総務局 神奈川県緑県税事務所 p26)

c 工事

○ かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事の変更契約額の積算に当たり、しゃ水工事に係るコンクリート工について、生コンクリートの水セメント比を指定なしとすべきところ、当初設計に引き続き、変更設計においても指定ありの材料を誤って適用したため、変更後の契約額 (713,782,314円) が567,594円過大であった。

(環境農政局 環境部資源循環推進課 p31)

○ 道路街路整備工事の変更契約額の積算に当たり、道路法面に施工するモルタル吹付け工について誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額 (573,577,200円) が340,200円過大であった。

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p38)

○ 大磯町東小磯 311 番地付近配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、ブロック舗装について、ブロック材料及び舗装面積の変更に伴い、変更後の単価に変更後の数量を乗じた金額に加えて、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を誤って計上したため、変更後の契約額 (50,113,080 円) が 1,235,520 円過大であった。

[既報告]

(企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所 p42)

○ 秦野養護学校測量業務委託契約 (契約額 4,773,600 円) について、隣接地権者との境界が確定していたことが業務着手後の調査で判明したことから、この部分に係る用地測量業務 (境界確認) を減工して変更契約を締結すべきところ、これを実施しなかったため、契約額が 440,640 円過大であった。

(教育委員会 教育局支援部特別支援教育課 p44)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 庶務

人事給与システムに入力されていなかったため、週休日等に勤務し、振替を行わなかった職員4名に対して、時間外勤務手当12件、173,452円を支給していなかった。

(総務局 財産経営部施設整備課 p26)

b 工事

○ 篠窪大橋新設(上部工)工事の変更契約額の積算に当たり、現場で発生するH鋼材等のスクラップ処分について、当初積算と同様に運搬費と積卸費を計上せずに積算していたため、変更後の契約額(397,749,960円)が201,960円過少であった。

[既報告]

(県土整備局 神奈川県西土木事務所 p40)

○ 道路災害防除工事の変更契約額の積算に当たり、道路法面に施工する法枠工のラス張工について、当初積算と同様に誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(35,790,120円)が328,320円過少であった。 [既報告]

(県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター p40)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

a 収入

○ 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入について、76件、2,503,484円の調定が三月を超えて遅れていた。

(県民局 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター p28)

○ 神奈川県都市公園条例に基づく公園施設の設置許可等に係る使用料5件、2,113,465円について、調定が三月を超えて遅れていた。 [既報告]

(県土整備局 神奈川県平塚土木事務所 p38)

○ 平成28年7月以降の公文書複写代等98件、2,610,322円について、収入に係る事後調定を行っていなかった。

(県土整備局 神奈川県住宅営繕事務所 p40)

○ 給与返納金の収入未済2件、1,305,466円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。 [既報告]

(教育委員会 神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所

(平成29年6月30日廃止) p45)

b 支出

○ 特別支援学校情報教育機器賃貸借及び保守契約(長期継続契約、契約総額68,455,800円)に係る平成28年度3月分リース料950,775円及び特別支援学校生徒用サーバ機器賃貸借及び保守契約(長期継続契約、契約総額20,139,840円)に係る平成28年度3月分リース料279,720円の支払について、支払期限を29日超過して支

払っていた。その結果、遅延利息計2,800円を支払っていた。

(教育委員会 教育局支援部特別支援教育課 p44)

c 補助金

- 平成27年度に交付した神奈川県地域自殺対策強化交付金事業費補助金1件、5,297,000円について、補助事業者に対して消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに提出させるべきところ、その提出が著しく遅れていた。その結果、返還額が確定していなかった。

(保健福祉局 保健医療部がん・疾病対策課 p34)

(イ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

- 可搬型連続ダストモニタ測定システム整備業務委託により新設したダストモニタ設備等の工作物12件(取得価額計85,205,088円)を工作物台帳に登録していなかった。

(安全防災局 安全防災部危機管理対策課 p27)

- 購入により取得した車両1点(購入価格3,580,115円)を備品台帳に登録していなかった。

(安全防災局 安全防災部工業保安課 p27)

- 車両更新により廃棄することとなった車両1点(帳簿価額4,893,000円)について、不用決定を行わないまま、委託契約等に基づく明確な依頼をせずに、県の管理する施設以外の場所で保管させていた。

(安全防災局 安全防災部工業保安課 p27)

- 平成26年3月の新校舎設置などに伴い取得した工作物について、当初の登録を失念したことなどが半明したため、平成28年度に4件、49,631千円の減額修正及び11件、8,195千円の新規登録を行っており、工作物台帳の補正が著しく遅延していた。

(教育委員会 神奈川県立横浜立野高等学校 p46)

- 平成25年度から平成27年度にかけてPTA等から寄附を受けた物品であるプレジデント用飾棚ほか8品目(価格合計1,872,799円)について、いずれも取得年度に寄附受入手続及び物品取得手続を行っておらず、これらの手続が著しく遅延していた。

(教育委員会 神奈川県立横浜立野高等学校 p46)

- 平成26年3月の新校舎設置に伴い、工事等により取得した動産について、校舎移転後速やかに設備から物品への編入による取得手続をすべきところ、取得時点から著しく遅延した平成28年11月22日に重要物品4品目5点を含む備品16品目26点(価格合計12,276,700円)の取得手続を行っていた。

(教育委員会 神奈川県立横浜立野高等学校 p46)

- 体育館ステージ引幕ほか4品目(総評価額1,676,770円)の寄附受入れに当たり、寄附物品が実際に納入され、当校が使用開始した日とは異なる寄附申込日、物品取

得日により寄附受入手続を行ったため、誤った受入日が備品台帳に記載されていた。
(教育委員会 神奈川県立永谷高等学校 p46)

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 臨床研究・治験に係る専門人材の育成等事業業務委託契約（契約額 14,810,000 円）に係る個人情報処理の再委託について、契約で定められた再委託の承諾依頼に関する書類に記載すべき項目が不足しているにもかかわらず、これを承諾していた。

(政策局 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 p23)

- 小田原合同庁舎の施設等維持管理に関する契約（契約額 55,284,120 円）の第1 四半期分 13,821,030 円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。

(政策局 総務室 p23)

- テレビ広報番組「カナフルTV」の制作・放送等業務委託契約ほか4件（契約額計 678,223,152 円）について、契約期間の開始日が平成 28 年 4 月 1 日であるため、会計局長通知に基づき同年 4 月 30 日までに契約すべきところ、いずれも同年 5 月に締結していた。

(政策局 総務室 p23)

- 清掃業務委託契約（契約額 12,781,800 円）の実施に当たり、変更契約の手続を行わずに受託者に対し清掃対象箇所を変更する旨の指示を行っていた。また、その後も当該契約内容の変更手続を行っていなかったため、契約額が 19,440 円過大であった。

(政策局 神奈川県湘南地域県政総合センター p24)

- 保育士登録業務及び国家戦略特別区域限定保育士登録業務委託契約（契約額計 24,140,366 円）について、契約期間の開始日が平成 28 年 4 月 1 日であるため、会計局長通知に基づき同年 4 月 30 日までに契約すべきところ、同年 6 月 30 日に締結していた。

(県民局 次世代育成部次世代育成課 p28)

- ホール等運営業務委託契約（契約額 35,463,420 円）について、受託者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。

(県民局 神奈川県立青少年センター p30)

- 未病サポーター養成研修等業務委託ほか 16 件（支払総額 87,999,259 円）について、契約期間の開始日が平成 28 年 4 月 1 日であるため、会計局長通知に基づき同年 4 月 30 日までに契約すべきところ、いずれも 5 月以降に締結していた。

(保健福祉局 総務室 p33)

- (カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの
該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

- (a) 収入事務において、現金領収に係る現金取扱員から現金出納員への引継ぎに当たり、領収当日の最終領収書裏面に収入金の集計を記載していなかったものが、13件、8,240円あった。〔既報告〕
- (b) 支出事務において、タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6件、2,160円が支払不足であった。〔既報告〕
- (c) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。
- a' 配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、300円が徴収不足であった。〔既報告〕
- b' 利用目的が駐車場である普通財産（坂ノ下駐車場ほか1件）の有償貸付に当たり、消費税の非課税取引に該当するものと誤認し、普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったため、平成27年度における貸付料2件、49,494円、平成28年度における貸付料1件、14,636円が徴収不足であった。また、利用目的が駐車場である行政財産（汐見台庁舎敷地2件）及び普通財産（寒川町田端廃川敷ほか5件）について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。〔既報告〕

（県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p39）

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 予算執行

後納郵便代（9件、235,128円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、支出負担行為及び支出命令について、館長決裁とすべきところ、副館長の専決として処理していた。

（教育委員会 神奈川県立図書館 p45）

(b) 収入

- 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、清掃料及び下水道料を算入しなかったため、9件、2,918円が徴収不足であった。〔既報告〕

（産業労働局 神奈川県産業技術センター（平成29年3月31日廃止） p37）

- 施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日としているものが7件、5,720円あった。〔既報告〕

（教育委員会 神奈川県立藤沢西高等学校 p48）

(c) 支出

- 医事会計システム保守業務委託（契約額 285,984 円）及び医事会計システム用プロバイダ接続サービス（契約額 7,560 円）に係る平成 29 年 1 月分及び 2 月分の支払計 58,708 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める期限を経過しているにもかかわらず、支払手続を行っていなかった。

（保健福祉局 神奈川県立総合療育相談センター p36）

- タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6 件、2,160 円が支払不足であった。

【既報告】 【再掲】

（県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p39）

(d) 契約

- 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約 4 件（契約額計 546,480 円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報及び委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項の記載を行っていなかった。

（県民局 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター p28）

- 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約 6 件（支出額計 3,133,808 円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項及び委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項の記載を行っていなかった。

（総務局 総務室 p25、財産経営部庁舎管理課 p26）

※2箇所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

(e) 財産

利用目的が駐車場である行政財産（汐見台庁舎敷地 2 件）及び普通財産（寒川町田端廃川敷ほか 5 件）について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。【既報告】 【再掲】

（県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p39）

c 法律・規則違反の状態が 1 年以上継続しているもの

該当なし。

(i) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(j) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が 1 年以上にわたるもの
- b 県民の身体、生命、財産等に直ちに影響のあるもの
- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

- d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの
いずれも該当なし。

- (I) 前回監査の不適切事項について是正、改善等がされていないもの
 - a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの
 - b 措置の実効が挙がっていないもの
 - c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの
いずれも該当なし。

(2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(上記(1)で示した事案も含む。)

ア 予算の執行

予算の執行に当たり、予算科目を誤っているものがあつた。(7箇所)

この不適切な取扱いは、予算執行に係る適切な科目についての理解が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

イ 収入

- 収入未済金の督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し納付期限から20日以内に督促状を発行していなかったもの、督促状の発行を行っていないものなどがあつた。
(10箇所)

この不適切な取扱いは、督促状の発行の根拠となる規定等の理解が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

- 行政財産の使用許可に伴う立替収入の調定にあたり、調定額の算定を誤っているものがあつた。(4箇所)
この不適切な取扱いは、立替収入の算定根拠となる規定等の基本的な理解や現況確認が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

ウ 支出

公共料金等の支払に当たり、支払期限を超えて支払っていたものや支払を行っていなかったものがあつた。(15箇所)

この不適切な取扱いは、進行管理や複数職員による確認が不十分であつたものであり、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

エ 契約

- 産業廃棄物の収集運搬・処分委託契約などの締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定められた必要事項を記載していないものがあつた。
(10箇所)

この不適切な取扱いは、契約事務において根拠となる法規等の基本的な理解が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、環境農政局資源循環推

進課が作成した標準契約書を参照するなどして、適切な事務執行を行う必要がある。

- 個人情報の取扱いを伴う事務を委託する契約に当たり、受託者に個人情報の取扱いに係る届出書を提出させていない等、契約で定められた手続を遵守していないものがあつた。（5箇所）

この不適切な取扱いは、契約で定められた手続が神奈川県個人情報保護条例に依拠するものであることなどの基本的な理解が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

- 契約期間の開始日が平成28年4月1日である契約に当たり、会計局長通知に反して同年4月30日までに契約の締結を行っていないもの、会計局長通知が適用されない契約期間の開始日が同年9月1日である契約に当たり、同日までに契約を行っていないものがあつた。（5箇所）

この不適切な取扱いは、契約事務の進行管理が不十分なことや会計局長通知の趣旨に係る基本的な理解が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図るとともにチェック体制を強化する必要がある。

オ 財産

- 行政財産の使用許可、教育財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付けに当たり、使用料又は貸付料の算定を誤っているものがあつた。（5箇所）

この不適切な取扱いは、使用料又は貸付料の算定根拠となる条例や規定等の基本的な理解や現況確認が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

- 行政財産の使用許可又は使用承認の手続を行わずに、支線等が設置されているものが4箇所あり、このことにより使用料を徴収していないものが3箇所あつた。

この不適切な取扱いは、使用許可又は使用承認に係る規定等の基本的理解や現況確認が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

- 管理する工作物について、工作物台帳に登録していなかったもの、工作物台帳への登録が著しく遅延していたものがあつた。（4箇所）

この不適切な取扱いは、工作物の管理に係る規定等の基本的理解が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

- 管理する備品について、備品台帳に登録してなかったもの、備品台帳への登録が取得時点から著しく遅延していたものがあつた。（5箇所）

この不適切な取扱いは、備品の管理に係る規定等の基本的理解が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

- 行政財産の使用許可及び教育財産の目的外使用許可において、所定の日までに変更許

可を行っていないものがあつた。(3箇所)

この不適切な取扱いは、条例改正による使用料の変更手続の必要性の認識に係る基本的理解が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、今後条例改正等があり使用料の変更を要する場合の変更許可について、適切な事務執行を行う必要がある。

カ 庶務

- 週休日等に勤務し、振替を行わなかつた職員に対して、時間外勤務手当を支給していないもの、週休日等の振替の対象とならない勤務を行つた管理職手当の支給対象職員に対して、管理職員特別手当を支給していないものがあつた。(8箇所)

この不適切な取扱いは、進行管理や複数職員による確認が不十分であつたことによるものであり、適切な事務執行について、周知徹底を図るとともにチェック体制を強化する必要がある。

- 修学旅行引率指導業務及び部活動指導業務に従事した場合に支給される教員特殊業務手当を支給していないものがあつた。(4箇所)

この不適切な取扱いは、手当支給の根拠となる条例や規則の基本的な理解や、複数職員による確認が不十分であつたことによるものであり、適切な事務執行について、周知徹底を図るとともにチェック体制を強化する必要がある。

- 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかつたことなどにより、旅費を支給していないものがあつた。(3箇所)

この不適切な取扱いは、同システムによる手続の必要性の認識を欠くものであり、同システムが廃止され庶務事務システムに移行されているが、庶務事務システムにおいても、適切な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

4 要改善事項

要改善事項の12件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

県立高等学校及び県立中等教育学校に対する外国語指導助手の派遣に関する件

(教育委員会 教育局指導部高校教育課)

県立高等学校及び県立中等教育学校（以下「学校」という。）は、外国語指導助手業務委託契約（平成28年度の契約総額270,563,877円）により、ネイティブスピーカーの外国語指導助手（以下「指導助手」という。）の派遣を受けているが、学校側の事情等により指導助手の派遣がキャンセルされた回数が1,159回に及んでいた。

教育局指導部高校教育課（以下「高校教育課」という。）は、かながわ教育ビジョンに位置付けられた施策である「国際化に対応した教育の推進」における取組として、英語を使用した実践的なコミュニケーション能力、国際社会を主体的に生きていくための資質、能力の育成を目的に、外国人による語学指導推進事業を実施している。

この事業において、高校教育課は、人材派遣事業者と業務委託契約を締結し、指導助手を学校に配置しているが、受託者から指導助手の臨時的な交代申出があった場合や、学校行事等で授業が中止となった場合などに学校がキャンセルすることがたびたびある。このため、高校教育課はキャンセルではなく派遣日の変更などで対応するよう学校を指導してきたとしているが、平成28年度においては、前記のとおり1,159回に及ぶキャンセルが発生していた。

本事業の目的である、高校卒業時に日常的な英語コミュニケーション能力を身につけたこれからの国際社会に関わる人材の育成に向けては、生徒に対して、ネイティブスピーカーの話す英語やその考え方に触れる機会をより多く提供することが重要であり、高校教育課もこうしたことを考慮して契約授業数を設定しているとしているが、学校側の事情等により、こうした機会が相当数失われることになると、本事業において、当初想定された効果が十分得られないおそれがある。また、学校側の事情等により指導助手の派遣がキャンセルされた場合には、人材派遣事業者への支払額は減額されないことになっていることから、本事業の効率的な実施のためにも、学校側の事情等によるキャンセルを防止する必要がある。

したがって、契約の締結に当たり、学校行事等と派遣日が重ならないよう十分な日程調整を行うとともに、契約期間中においても、学校行事や教員の研修等その後の状況変化を踏まえて定期的に日程調整を行うこと、指導助手の臨時的な交代申出があった場合でもキャンセルではなく派遣日の変更で対応することについて、学校関係者に対して周知徹底するなどして、本事業をより効率的、効果的に実施するよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

① 知事部局の職員が行う旅行におけるレンタカーの使用に関する件

(総務局 組織人材部人事課)

知事部局の職員が行う旅行について、レンタカーの使用が県外旅行に限定されているが、県内旅行において、レンタカーを使用して機材を運搬したほうが経済的であり、効率的に業務目的が達せられる場合でも、レンタカーの使用は認められていなかった。

知事部局の職員が行う旅行におけるレンタカーの使用については、総務局組織人材部人事課（以下「人事課」という。）が定めた「レンタカーの公務使用に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）において必要な事項が示されている。

これによると、レンタカーは、県外旅行において、公共交通機関が整備されていない場合又は公共交通機関の利用が公務能率の著しい低下を招くと認められる場合であって、費用等も総合的に勘案したうえで、旅行命令権者がやむを得ないと認める場合に限りその使用が認められており、県内旅行については、公共交通機関が発達していることや、公用車の利用や自家用自動車の公務使用等により対応可能と考えられることから、レンタカーの使用は認められていない。

このため、荷物の運搬を目的とする旅行については、基本的には所属に配備された公用車で対応することになるが、所属の公用車だけでは機材等を積載しきれず、複数回往復して運搬することになるため公務能率が低下してしまう場合がある。また、公用車には積載できない大きな機材等を運搬する必要がある場合や、公用車が配備されておらず、公用車で荷物の運搬が困難又は不可能な所属では、運送事業者に業務を委託するなどして対応している現状にある。

このような場合、個々の案件の内容によるものの、一般的にはレンタカーを借り上げた方が、複数回往復して運搬したり、運搬事業者に業務を委託したりするよりも効率的又は経済的であると考えられることなどから、荷物の運搬に当たり公用車による対応が困難な場合等における選択肢の一つとしてレンタカーを使用することについては、各所属において一定の需要はあるものと考えられる。また、要綱においては、県内旅行におけるレンタカーの使用を認めない理由として、公共交通機関が発達していること及び公用車等の利用による対応が可能であることが示されているが、荷物の運搬を目的とする旅行では、公用車等による対応が困難又は不可能な場合もあることを考え合わせると、県内旅行についてもレンタカーの使用を認める十分な合理性があるものと考えられる。

したがって、レンタカーの使用に伴う交通事故発生リスクも踏まえた上で、県内旅行においても、公務能率の向上や経済性の観点から真に必要である場合には、レンタカーの使用が可能となるよう改善する必要がある。

② 価格改定年度がうるう年である場合の普通財産の貸付料算定方法の見直しに関する件 （総務局 財産経営部財産経営課）

総務局財産経営部財産経営課（以下「財産経営課」という。）では、価格改定年度がうるう年である場合の普通財産の貸付料算定方法の見直しを行っていたが、その周知が十分でなかった。

価格改定年度がうるう年である場合の普通財産の貸付料算定に係る日割り計算について、財産経営課では、366日で除すよう指導していたものを365日で除すよう、平成27年5月に取扱いを改めていた。

財産経営課では、平成27年6月18日の財産取扱主任研修会において、算定方法を見直したことを周知し、平成27年度の価格改定に伴う契約変更にあたっては、365日で除して得た金額により契約変更するよう口頭で説明していたが、同日の研修資料を見ると記載内容が不十分なため、何が見直されたのかが分かりにくいものとなっていた。また、研修会に参加していなかったために、取扱いの変更を知らずに366日で除した金額により契約変更を行っていた所属もあった。そして、このような状況であったにもかかわらず、財産経営課では、平成28年度に実施した研修会等においても、算定方法の見直しに関する更なる周知を図っていなかった。

したがって、毎年度行っている財産取扱主任研修会等の機会を活用するなどして、うるう年における普通財産の貸付料算定に係る日割り計算の計算方法について、計算例を紹介するなど、より明確に周知する必要がある。

③ 鳥獣保護対策調査の対象地域に関する件

(環境農政局 緑政部自然環境保全課)

環境農政局緑政部自然環境保全課（以下「自然環境保全課」という。）が実施している鳥獣保護対策調査の対象地域が、第 11 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画（以下「第 11 次計画」という。）の基本方針等に沿ったものとなっていなかった。

自然環境保全課が策定した第 11 次計画（計画期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）においては、科学的知見に基づいた鳥獣の保護及び管理を行うため、鳥獣保護対策調査を実施することとされ、この一環として、県内で絶滅の恐れのある希少鳥獣であるクロサギの生息状況や生態等について、主に海岸を中心に県内全域を対象として調査することとされている。

クロサギの調査は、その生息が確認されている鳥獣保護区特別保護地区である真鶴半島において、毎年、県西地域県政総合センター（以下「センター」という。）が実施しており、センターでは、職員が岸壁を観察し、目視によりクロサギの個体数及び営巣状況をカウントした調査結果を自然環境保全課に報告している。

しかしながら、県内でクロサギの生息が確認されている地区としては、真鶴半島のほかに城ヶ島もあり、第 11 次計画が県内全域を調査対象としているにもかかわらず、自然環境保全課では城ヶ島について計画期間内に 1 回も調査を実施しておらず、同地区におけるクロサギの生息状況は把握できていないため、現状では、県内全域におけるクロサギの生息状況に関する有用な情報を得ることができているとはいえない状況であると考えられる。

したがって、県内全域におけるクロサギの個体数や営巣状況の把握に向けて、真鶴半島における調査を継続するとともに、城ヶ島におけるクロサギの生息状況を把握するため、必要に応じて他の機関が行った調査結果の提供を受けるなど、具体的な調査方法を検討するなどして、速やかに城ヶ島における生息状況の調査に取り組み、神奈川県鳥獣保護管理事業計画の基本方針に沿った保護対策が進められるよう改善する必要がある。

④ 県が管理する漁港施設占有許可の際の共架柱に係る占有料の取扱いに関する件

(環境農政局 農政部水産課)

県が管理する漁港施設占有許可の際の共架柱に係る占有料について、県が漁港漁場整備法（以下「法」という。）に規定される漁港管理規程として定めた神奈川県漁港管理条例（以下「漁港条例」という。）等に基づき取り扱うべきところ、漁港条例等には共架柱に係る占有料の定めがなかった。

漁港管理者は、法第 26 条の規定に基づき漁港管理規程を定めることとされており、法第 34 条第 1 項では、「漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他必要な事項を定める」とされている。また、法第 35 条では、「漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占有料等その利用の対価を徴収することができる」とされている。

そして、漁港漁場整備法施行令（以下「施行令」という。）第 20 条第 1 項第 2 号において、防波堤等の外郭施設や岸壁等の係留施設などの基本施設や鉄道、道路等の輸送

施設などの機能施設について、「法第 35 条に規定する利用料等の利用の対価を徴収する場合にあつては、その利用料等の利用の対価の料率に関する事項」を定めなければならないとされている。

今回、西部漁港事務所（以下「事務所」という。）での職員調査において、東日本電信電話株式会社神奈川支店への共架柱に係る占用許可（2件、計7本）に当たり、行政財産の使用許可における使用料の計算方法にならぬ、漁港条例別表第2に定める本柱の占用料に行政財産の使用許可に係る使用料計算要領（以下「要領」という。）に示されている0.7を乗じて得た金額により当該共架柱に係る占用料を算出していたことが判明した。

これについて、事務所は、環境農政局農政部水産課（以下「水産課」という。）が所管する漁港条例及びこれに係る諸規程には共架柱に係る占用料の定めがない一方で、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（以下「使用料条例」という。）に基づく要領には電線共架に係る使用料の計算方法が示されていることから、漁港施設占用許可の際の共架柱に係る占用料についても、行政財産使用許可の際の使用料の計算方法にならぬと算定することになるとの理解の上で行ったとしている。

しかしながら、使用料条例は地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合における使用料に関して必要な事項を定めるものであり、要領についても、使用料条例及び同条例施行規則による使用料の計算に関して必要な事項を定めたものであることから、漁港条例等において、共架柱に係る占用料の定めがないことをもって、要領を用いて占用料を算出する根拠とはならないと考えられる。

したがって、制度所管課である水産課においては、県が管理する漁港施設占用許可の際の共架柱に係る占用料の取扱いについて、漁港条例等に明確に位置付けるよう改善する必要がある。

⑤ 水道営業所が締結している水道施設設計業務委託契約に関する件

（企業庁 企業局水道部計画課）

水道営業所が締結している水道施設設計業務委託契約について、仕様書における設計条件の整理、検討や照査などの記載内容が具体性を欠いていた。

水道施設設計業務委託は、鉄道との交差部分に係る配水管の改良工事などに当たり、その詳細設計を外部の事業者へ委託するものであり、水道営業所において、頻りに発注する業務ではなく、発注の頻度は数年に1回程度となっている。

このため、企業局は当該業務に係る標準仕様書を作成しておらず、水道営業所は、発注に当たり、企業局水道部計画課（以下「計画課」という。）が作成した「特記仕様書へ記載する基本的な事項（平成20年4月版）」に基づき仕様書を作成しているが、具体的な業務内容の記載については水道営業所の判断によっている。

そして、前記のとおり、水道営業所では業務委託の執行機会が少なく、ノウハウの蓄積に時間を要する状況であることもあり、仕様書には受注者が行うべき業務の項目は記載されているものの、設計条件の整理、検討や照査などの記載内容については具体性を欠くものとなっている。

契約書には、受注者が行う業務内容が可能な限り詳細かつ具体的に記載される必要があるが、具体的な業務内容が盛り込まれていない場合、受注者が契約内容を適切に遂行し得ない可能性があり、また、県が業務の監督及び検査を適切に実施できないことが懸念される。

したがって、水道営業所が締結している水道施設設計業務委託契約について、平成22年に日本水道協会が作成した水道施設設計業務委託標準仕様書を活用するなどして、より具体性を持った内容の仕様書とするよう改善する必要がある。

⑥ 水道工事の土留工に用いる軽量鋼矢板の賃料の算定に関する件

(企業庁 企業局水道部計画課)

水道工事の土留工に用いる軽量鋼矢板の賃料の算定に当たり、供用日数の算出に用いる休祭日係数及び降雨係数について、長期間にわたり、固定した数値としていた。

各水道事業所における水道工事の積算に当たっては、水道工事積算における適用基準(以下「水道積算適用基準」という。)を用いており、企業局水道部計画課は、水道積算適用基準の策定・改正等を所管している。

軽量鋼矢板の賃料の算定に用いる供用日数は、仮設材(軽量鋼矢板)を工事現場に存置する日数であり、その計算方法は、水道積算適用基準において県土整備局が所管する土木工事積算基準書に基づき算出することとされている。

土木工事積算基準書では、供用日数は在場期間に規定の日数を加算して算出するものとされ、在場期間は実作業日に降雨日や休祝日などの不稼働日を加えた日数であるとされている。そして、県土整備局が定めた積算参考資料では、不稼働日は、過去5年間の実績に基づき算出することとされており、各土木事務所では、管内に設置された雨量計の測定値により降雨日を把握し、これに基づくなどして、実作業日に対して不稼働日ほどの程度発生するかを表す率(以下「雨休率」という。)を求め、積算を行っている。一方、水道積算適用基準では、雨休率は、同基準に示された休祭日係数及び降雨係数を用いて求めることとされており、長期間にわたり、これらの係数は固定され、更新されていなかった。

そこで、水道積算適用基準における休祭日係数及び降雨係数を用いて求めた雨休率と、平成28年度において複数の土木事務所が積算に用いた雨休率を比較したところ、前者が0.44、後者が0.74となっていて、企業局が用いる数値と土木事務所が用いる過去5年間の実績が反映された数値との間に相当な乖離が認められた。

このことから、水道工事における軽量鋼矢板の賃料の算定に用いる供用日数は、実態よりも短い日数で算定されていると考えられ、積算額が不足している可能性が高いと懸念されるため、水道積算適用基準における休祭日係数及び降雨係数について、実態を踏まえた合理的な数値とするよう改善する必要がある。

⑦ 水道工事の路面復旧に伴う区画線工の積算に関する件

(企業庁 企業局水道部計画課)

水道工事の路面復旧に伴う区画線工の積算に当たり、文字・数字・記号の数量について、施工実長(幅15cm換算)ではなく一律に1文字10mとして算出することとしていた。

各水道営業所における水道工事の積算に当たっては、水道工事積算における適用基準(以下「水道積算適用基準」という。)を用いており、企業局水道部計画課は、水道積算適用基準の策定・改正等を所管している。

水道工事の路面復旧に伴う区画線工の積算については、水道積算適用基準において、各線種の市場単価に数量を乗じて金額を算出することとされており、数量については、区画線の種類ごとに施工実長(幅15cm換算)の延長を計上するとされているが、文字・数字・記号については、一律に1文字10mとして算出することとされている。

しかしながら、文字・数字・記号の数量について、水道積算適用基準で定められた1文字10mと施工実長（幅15cm換算）とを比べると、例えば、区画線の標準的な規格の一つである全長500cmの直線矢印では、幅15cm換算の施工実長は6.25mとなり、上記の10mとは3.75mの開差が生じることになる。このように、水道積算適用基準で定められた文字・数字・記号の数量は施工実長（幅15cm換算）との間に相当の開差があるため、水道営業所における積算は妥当性を欠くものになっていると認められる。

したがって、文字・数字・記号の数量については、水道積算適用基準を改め、一般社団法人 全国道路標識・標示業神奈川県協会の道路標示設置マニュアルなどを参考にし、幅15cm換算の施工実長で算出するよう改善する必要がある。

⑧ 水道工事の施工における路面復旧工等についての品質管理及び出来形管理に関する件 (企業庁 企業局水道部計画課)

水道営業所が執行している水道工事の施工に当たり、路面復旧工等について品質管理及び出来形管理の一部が水道工事標準仕様書（以下「水道仕様書」という。）のとおり実施されていなかった。

水道営業所における配水管改良工事など水道工事の施工に当たり、受注者は、企業局水道部計画課（以下「計画課」という。）が策定した水道仕様書に基づき、資材の強度などの品質管理及び形状、寸法、仕上げなどの出来形管理を実施することとなっており、一方、発注者は、工事等の適切な施工を図るため、受注者から必要な出来形管理資料等の書類を提出させ、その内容を審査し確認しなければならないこととなっている。

しかしながら、水道営業所に対する職員調査において、水道工事に伴う路面復旧工等に当たり、品質管理及び出来形管理の一部が水道仕様書のとおり実施されていないものが散見された。

水道仕様書の中には、主な工種について、品質管理及び出来形管理の基準をまとめた表が掲載されているが、この表に掲載されていないものについては、県土整備局発行の土木工事施工管理基準及び規格値を適用することとされているため、結果として一覧性に欠けるものとなっていた。このようなことから、受注者だけではなく、発注者である水道営業所においても、品質管理及び出来形管理の必要な項目に対する理解が十分でなく、受注者に対する指導・監督が適切に行われていなかったため、上記のような事態が生じていたものと考えられる。

計画課では、職員調査の結果を受けて、水道営業所の工事担当職員に対し口頭で注意喚起を行ったとしているが、このような事態が工事契約の適正な履行確保の支障となるおそれがあることなどを踏まえれば、再発防止策としては不十分であると考えられる。

したがって、県土整備局発行の土木工事施工管理基準及び規格値を適用することとされている工種のうち、水道工事において適用頻度が高いものについては、必要に応じて前記の品質管理及び出来形管理の基準をまとめた表に掲載することとするとともに、職員調査の結果を踏まえた再発防止策について水道営業所に対して文書等により周知徹底するなどして、水道営業所において受注者に対する指導・監督を適切に行うことができるよう改善する必要がある。

⑨ 概算数量設計による送配水管工事に関する件

(企業庁 企業局水道部水道施設課)

水道営業所で執行している概算数量設計による送配水管工事に当たり、受注者が監理員の承諾を得た設計数量（以下「確定設計数量」という。）を反映させないまま舗装復

旧工を施工していた。

概算数量設計とは、設計数量について、当初設計書においては詳細な図面を作成せずに概算数量で発注し、後に精算変更により数量を確定する設計方法であり、企業局においては、水道部水道施設課が概算数量設計の試行に係わる特記仕様書（以下「概数設計特記仕様書」という。）を定め、平成 27 年度から送配水管工事について試行実施している。

概数設計特記仕様書では、送配水管工事における概算数量設計の対象である配管材料及び舗装復旧工に係る設計数量について、受注者が施工前に行った現地測定の数量を監督員が承諾して確定することとされている。そして、確定設計数量のうち、配管材料の数量については、施工計画書に反映させて工事を施工することとされているが、舗装復旧工の数量については、施工計画書へ反映させることについての記載がない。このため、水道営業所が執行する工事において、受注者が施工計画書に確定設計数量を反映させないまま舗装復旧工を施工しているものが散見された。

しかしながら、施工計画書は、設計図面や設計数量に基づいて工事目的物を完成させるために必要な施工手順や工法等について受注者が記載し作成するものであるため、概算数量設計によるものであっても、施工計画書に記載される設計数量は、概算数量ではなく確定設計数量によるべきであり、例えば、舗装復旧工の設計数量の規模により品質管理や出来形管理の規定が異なる場合には、適正な履行確保の支障となることが懸念される。

したがって、概算数量設計による送配水管工事の実施に当たっては、施工計画書に確定設計数量を全て反映させることを概数設計特記仕様書に明確に記載するとともに、各水道営業所に対して、こうした内容を改めて周知するなどして、受注者が作成する施工計画書が確定設計数量を反映した適正なものとなり、各水道営業所が受注者に対して適切に指導監督を行うことができるよう改善する必要がある。

⑩ 水道管布設工事現場管理等業務に係る歩掛に関する件

（企業庁 企業局水道部水道施設課）

企業局水道部水道施設課（以下「水道施設課」という。）が定めた水道管布設工事現場管理等業務に係る歩掛について、長期間にわたり、現場を取り巻く環境変化等を踏まえた検証等が行われていなかった。

水道施設課では、各水道営業所が発注する水道管布設工事等について効果的かつ効率的な執行を図るため、平成 3 年度から、水道管布設工事現場管理等業務委託契約（平成 28 年度の契約額 146,205,000 円）を締結し、水道管布設工事等の際に行う現場管理作業や断水に必要な一連の作業などの業務を委託している。

業務委託に係る委託料の積算に当たっては、労務の職種及び人員数、材料の種類及び使用量、機械の機種、規格及び運転時間などについて、実績調査によって把握した数値を勘案された歩掛を用いることになるが、本件業務については、このような歩掛が存在しないため、水道施設課は、業務に係る作業時間を想定して独自に歩掛を定めている。

しかしながら、水道施設課が定めた独自の歩掛は、全国調査により業務実態の変動を把握し適正価格となるよう実態に即して定期的に改正を行っている国の標準歩掛とは異なり、作業実績などの数値データに基づき設定されたものではなく、また、水道管布設工事における水道管材料等の革新や品質管理項目の増加など現場を取り巻く環境が時代とともに変化している状況であるのに、長期間にわたり、その妥当性の検証等が行われていないものであった。このため、水道施設課が定めた独自の歩掛は、仮に、設定した

当初は業務実態を反映した歩掛であったとしても、現時点においては、実態に見合ったものであるか判断できない状況である。

したがって、水道施設課が定めた本件業務に係る歩掛については、現場を取り巻く環境変化等を踏まえて、その妥当性を改めて検証し、必要に応じて見直しを実施するよう改善する必要がある。

⑪ 県立学校におけるプール用水道の使用に関する件

(教育委員会 教育局行政部財務課)

県立学校におけるプール用水道について、水道事業者へ一時的な使用休止を連絡することにより、水道を使用しない期間に係る基本料金を節減することができる状況にあるにもかかわらず、これを行わずに基本料金を支払っているものがあつた。

県立学校 173 校のうち 131 校では、在校生の授業のためにプール設備を有しており、このうち 106 校が、プールへの水道水の供給に当たり校舎等で使用する飲料用の水道水とは別にプール用として給水契約を締結している。

プールを授業のために使用する時期は、ほぼ夏季に限定されており、それ以外の時期においては、基本的にプール施設は利用されないため、プール用水道がスプリンクラーなど他の設備等との併用となっているなどの状況にない限り、プール用水道の使用は見込まれない。

上記のように水道の使用実績が全くない期間でも、原則として基本料金が徴収されることになるが、水道事業者によっては電話連絡等により一時的な使用休止及び再開を受け付けており、水道需要者はこうした制度を活用することで水道を使用しない期間における基本料金の支払を節減することができる。

一方、平成 26 年定期監査（実施期間：平成 25 年 12 月から平成 26 年 9 月まで）において、こうした制度を活用し、プール用水道の使用を一時的に休止することが可能な状況にありながら、使用実績がないまま基本料金を支払い続けていた学校に対して、こうした制度の活用による経済的な執行も視野に入れた改善が必要である旨の指摘を行ったところであるが、現時点においても、一時的な使用休止の制度（以下「一時使用休止制度」という。）を活用することができる状況にありながら、これを行っていない学校がある。

県立学校における財務事務の指導を所管する教育局行政部財務課（以下「財務課」という。）は、上記の指摘事項（以下「26 年プール用水道に関する事案」という。）を含む平成 26 年定期監査における教育局所管所属に対する指摘事項 29 項目を各県立学校へ周知し、再発防止を図るため、これらの概要を記載した A4 版 1 枚のリストを作成し、平成 27 年 6 月に開催した県立学校事務長会議などにおいて、会議資料の一つとして配付しており、このリストにおいて、26 年プール用水道に関する事案については、「プール及びスプリンクラー用に敷設された水道について、使用実績がないまま基本料金を支払っていた」と記載されているのみであった。

しかしながら、この記載のみでは、プール用水道を使用しない期間が見込まれる場合に、一時使用休止制度を活用し、経済的な執行を図ることを求めた指摘の趣旨が各学校に十分に伝わらないおそれがある。また、他の 28 項目の指摘事項が記載されている中で、26 年プール用水道に関する事案が埋もれてしまった可能性も否定できない。さらに、これらに加えて、最後に周知を図った時点より後に新設された学校もあるという状況なども考慮すると、過去の会議等で指摘事項のリストを配付したことをもって、現在も当該指摘の趣旨が十分に周知された状況にあるとは必ずしもいえないものと考えられ

る。

一時使用休止制度の未活用という状況は、多くの学校において共通的に生じ得るものである。学校のプールについては、消防法第 21 条の規定による消防水利（防火用水）の指定を受けていることも多いため、こうした要素も考慮する必要があるが、プールを使用しない期間において水道給水契約の一時使用休止制度を活用することが可能であり、これによりプール用水道に係る経費の執行がより経済的なものとなる場合には、これに取り組むことが求められる。

したがって、こうした一時使用休止制度の活用についての趣旨が明確に伝わるよう、個別の事務連絡などにより各学校に対して改めて周知徹底するとともに、こうした周知の効果が持続的に発現するよう、例えば、財務課が各教育機関の経理担当職員に向けてホームページ上に開設している「経理ナビゲーション」に情報を掲載するなど、経済的な財務事務の執行に向けて各学校に対する周知方法等を改善する必要がある。

5 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は112箇所であり、また、認められなかった箇所は454箇所、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。なお、前記「3 不適切事項」の「(1)特記すべき不適切事項」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

ア 政策局（5箇所、11件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室	平成29年8月29日（平成29年7月12日及び同月13日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 臨床研究・治験に係る専門人材の育成等事業業務委託契約（契約額14,810,000円）に係る個人情報処理の再委託について、契約で定められた再委託の承諾依頼に関する書類に記載すべき項目が不足しているにもかかわらず、これを承諾していた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>2 マイME-BYOカルテ実証事業事務局運営委託契約（契約額9,912,672円）について、契約期間の開始日が平成28年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月27日に締結していた。</p>
政策局総務室	平成29年8月29日（平成29年7月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、切手の購入（2,900円）に当たり、「（節）役務費」で執行すべきところ、「（節）需用費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、小田原合同庁舎の施設等維持管理に関する契約（契約額55,284,120円）の第1四半期分13,821,030円の支払いについて、契約で定められた期限までに支払っていなかった。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>3 契約事務において、テレビ広報番組「カナフルTV」の制作・放送等業務委託契約ほか4件（契約額計678,223,152円）について、契約期間の開始日が平成28年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日まで</p>

		に契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。 [特記前出]
--	--	--------------------------------------

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀三浦 県政総合センター	平成29年4月 24日（平成 29年2月27日 から同年3月 2日まで職員 調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、行政財産の使用許可 の処理を行わずに支線を設置させているものが あった。これにより、平成28年度における使用 料2件、1,660円が徴収不足であった。
神奈川県湘南地域県 政総合センター	平成29年4月 25日（平成 29年3月2 日、同月3 日、同月6日 及び同月7日 職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、清掃業務委託契約（契 約額12,781,800円）の実施に当たり、変更契 約の処理を行わずに受託者に対し清掃対象箇 所を変更する旨の指示を行っていた。また、 その後も当該契約内容の変更処理を行ってい なかつたため、契約額が19,440円過大であつ た。 [特記前出] 2 補助金交付事務において、平成28年度補助 営団体林道整備事業補助金（交付決定額 766,000円）の交付に当たり、神奈川県林道事 業補助金交付要綱の規定に基づく遂行状況報 告書を提出させておらず、また、補助事業者 が関係機関あてに発した文書により、補助事 業が予定の期間内に完了しないことを知った にもかかわらず、補助事業者に報告を求める などの対応をしていなかった。 3 財産管理事務において、行政財産である水 源林の立木（スギ93本、ヒノキ52本）の伐採 に当たり、用途廃止及び処分の手続をせずに 行政財産のまま売払（2件、24,500円（税 抜））をしていた。
神奈川県県西地域県 政総合センター	平成29年4月 27日（平成 29年3月8日 から同月10日 まで及び同月 13日職員調 査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあつ た。 1 クロサギの生息調査に係る船舶の借り上げ 代金（1件、14,000円）の支払に当たり、支 払日が履行確認後三月を超えていた。 2 電気料の支払に当たり、口座振替指定日ま での支出手続を失念していたものが2件（平

		成28年3月分498円、同年10月分494円) あった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、後納郵便料2件(同年3月分25,784円、同年10月分23,440円)が、口座振替指定日より後に支払われていた。
--	--	---

イ 総務局 (7箇所、9件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成29年8月30日(平成29年7月19日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、レーザープリンタ1台の購入(積算額119,980円(税抜)、執行額77,120円(同))に当たり、「(節)備品購入費」で執行すべきところ、「(節)需用費」で執行していた。 2 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分委託契約6件(支出額計3,133,808円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項及び委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項の記載を行っていなかった。 [特記前出]
組織人材部人事課	平成29年8月30日(平成29年7月20日職員調査)	(要改善事項) 「知事部局の職員が行う旅行におけるレンタカーの使用に関する件」 (前記4(2)①参照)
組織人材部文書課	平成29年8月30日(平成29年7月19日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、レーザープリンタ1台の購入(積算額119,980円(税抜)、執行額77,120円(同))に当たり、「(節)備品購入費」で執行すべきところ、「(節)需用費」で執行していた。
財産経営部財産経営課	平成29年8月30日(平成29年7月25日職員調査)	(要改善事項) 「価格改定年度がうるう年である場合の普通財産の貸付料算定方法の見直しに関する件」 (前記4(2)②参照)

財産経営部施設整備課	平成29年8月30日（平成29年7月25日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、週休日等に勤務し、振替を行わなかった職員4名に対して、時間外勤務手当12件、173,452円を支給していなかった。 [特記前出]
財産経営部庁舎管理課	平成29年8月30日（平成29年7月26日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分委託契約6件（支出額計3,133,808円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項及び委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項の記載を行っていなかった。 [特記前出] 2 財産管理事務において、県庁分庁舎における事務室の使用許可2件について、分庁舎の解体による事務室の第二分庁舎等への移転に伴い、使用許可を取り消すとともに既納使用料の一部を還付し、新たに第二分庁舎等の使用を許可すべきところ、使用許可の取消しを行う時機を逸したため、使用許可の取消し、既納使用料の還付及び新規の使用許可が三月を超えて遅延していた。

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県緑県税事務所 [既報告]	平成29年1月31日（平成28年12月9日職員調査）	（不適切事項） 税務事務において、法人事業税及び地方法人特別税の申告内容の調査等に当たり、2以上の都県に事務所等を有して事業を行う法人について、課税標準の総額を関係都県に分割するための基準の一つである事務所等の数が誤っていることを看過し、修正申告書を提出させるなど必要な措置を講じていなかったため、1件、196,539,100円が徴収不足であった。 [特記前出]

ウ 安全防災局（3箇所、5件）

(ア) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
---------	-------	--------------

安全防災部危機管理 対策課	平成29年7月 21日（平成29 年6月7日職 員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあ った。 1 可搬型連続ダストモニタ測定システム整備 業務委託により新設したダストモニタ設備等 の工作物12件（取得価額計85,205,088円）を 工作物台帳に登録していなかった。 [特記前出] 2 電柱（本柱）の使用許可について、行政財 産の用途又は目的を妨げない限度における使 用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴 う使用許可の変更を行っていなかった。これ により、改正前の使用料を徴収したため、1 件、360円が徴収不足であった。
安全防災部工業保安 課	平成29年7月 21日（平成29 年6月5日職 員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、次のとおり誤りがあ った。 1 購入により取得した車両1点（購入価格 3,580,115円）を備品台帳に登録していなかつ た。 [特記前出] 2 車両更新により廃棄することとなった車両 1点（帳簿価額4,893,000円）について、不用 決定を行わないまま、委託契約等に基づく明 確な依頼をせずに、県の管理する施設以外の 場所で保管させていた。 [特記前出]

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県温泉地学 研究所 [既報告]	平成29年2月 10日（平成29 年1月11日職 員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、人事給与システムに入力 されていなかったため、週休日に実施された総 合防災訓練に参加した職員2名に対して、時間 外勤務手当2件、40,723円を支給していなかつ た。

エ 県民局（10箇所、17件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
くらし県民部文化課	平成29年8月 1日（平成29年 6月14日職員調	（不適切事項） 財産管理事務において、自動販売機の設置に 係る行政財産の使用許可（1台、2.13㎡）に当

	査)	たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。
くらし県民部国際課	平成29年8月1日(平成29年6月15日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成28年度かながわ国際スカラシップ留学生の11月分居住費41,000円について、契約書で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞事務手数料432円を支払っていた。
次世代育成部次世代育成課	平成29年8月1日(平成29年6月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 放課後児童支援員等資質向上研修(発達障害)事業委託契約ほか4件(契約額計2,178,960円)について、受託者に個人情報を取扱っているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等の全てを提出させていなかったものが1件、一部を提出させていなかったものが2件、一部の提出が遅れていたものが2件あった。 2 保育士登録業務及び国家戦略特別区域限定保育士登録業務委託契約(契約額計24,140,366円)について、契約期間の開始日が平成28年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年6月30日に締結していた。 [特記前出]
次世代育成部私学振興課	平成29年8月1日(平成29年6月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、幼稚園教員復帰等支援事業委託契約(契約額1,721,494円)について、受託者に個人情報を取扱っているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ県民活動サポートセ	平成29年8月1日(平成29年	(不適切事項) 1 収入事務において、次のとおり誤りがあっ

ンター	5月25日及び同月26日職員調査)	<p>た。</p> <p>(1) 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入について、76件、2,503,484円の調定が三月を超えて遅れていた。</p> <p>[特記前出]</p> <p>(2) 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入について、計算の基礎となるガス料金の請求書を、翌月、誤って再度使用して計算したことなどにより、19件、108,861円が徴収不足であり、15件、7,727円を過大に徴収していた。</p> <p>[特記前出]</p> <p>2 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約4件(契約額計546,480円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報及び委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項の記載を行っていなかった。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県中央児童相談所	平成29年3月24日(平成29年3月23日及び同月24日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、非常勤職員の給与の加給に当たり、加給額の算定根拠となる勤務期間を誤って計算したため、1件、73,566円が支給不足であった。</p>
神奈川県平塚児童相談所 [既報告]	平成29年3月13日(平成29年2月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約(契約額272,160円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。</p>
神奈川県厚木児童相談所 [既報告]	平成29年2月20日(平成28年12月14日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 週休日に実施された研修に参加した非常勤職員1名に対して、勤務の割り振りの変更を行わずに1週間当たりの決められた勤務時間を超えて勤務させていたにもかかわらず、時間外勤務手当1件、21,043円を支給していなかった。</p> <p>2 週休日に実施された研修への公共交通機関</p>

		を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力されていなかったため、旅費2件、1,760円を支給していなかった。
神奈川県立中里学園 (平成29年3月31日廃止) [既報告]	平成29年3月8日(平成28年12月27日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、公用車の冬タイヤから夏タイヤへの交換及びホイールバランス調整に要する経費1件、4,320円の執行に当たり、予算科目を「(節) 需用費」とすべきところ「(節) 役務費」で執行していた。 2 現金事務において、前渡金(5,000円)を神奈川県財務規則等の定めるとおりに保管しないまま、これを紛失しており、前渡金の管理が不適切であった。
神奈川県立青少年センター	平成29年8月1日(平成29年5月30日及び同月31日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) ホール等運營業務委託契約(契約額35,463,420円)について、受託者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。 [特記前出] (2) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約1件(単価契約、支出額108,108円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている、適正処理に必要な情報を記載していなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う配管(5.3m)の使用許可の変更1件について、平成28年4月1日までに変更許可すべきところ、三月を超えて遅延していた。

エ スポーツ局(1箇所、1件)

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
スポーツ課	平成29年7月24日(平成29年6月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、庶務事務システムに入力されていなかったため、週休日に勤務し、振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、31,418円を支給していなかった。

オ 環境農政局 (12 箇所、14 件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成29年8月23日 (平成29年6月29日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、著作物である水源の森林づくりボランティア等の写真3点の利用許諾料1件、65,448円の収入調定に当たり、歳入科目を(目)財産貸付収入とすべきところ、(目)雑入として整理していた。
環境部資源循環推進課	平成29年8月23日 (平成29年7月7日職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事の変更契約額の積算に当たり、しゃ水工事に係るコンクリート工について、生コンクリートの水セメント比を指定なしとすべきところ、当初設計に引き続き、変更設計においても指定ありの材料を誤って適用したため、変更後の契約額(713,782,314円)が567,594円過大であった。 [特記前出] 2 財産管理事務において、かながわ環境整備センターに設置した照明灯1基(取得価格291,600円)について、工作物台帳に登録していなかった。
緑政部自然環境保全課	平成29年8月23日 (平成29年7月10日職員調査)	(要改善事項) 「鳥獣保護対策調査の対象地域に関する件」 (前記4(2)③参照)
緑政部水源環境保全課	平成29年8月23日 (平成29年7月11日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、著作物である水源の森林づくりボランティア等の写真3点の利用許諾料1件、65,448円の収入調定に当たり、歳入科目を(目)財産貸付収入とすべきところ、(目)雑入として整理していた。
農政部畜産課	平成29年8月23日 (平成29年7月5日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、修理代ほか2件、265,440円について、約定期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1,300円を支払っていた。
農政部水産課	平成29年8月23日 (平成29年7月4日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う支線柱の使用許可の変更1件について、平成28年4月1日までに変更許

		可すべきところ、三月を超えて遅延していた。 (要改善事項) 「県が管理する漁港施設占有許可の際の共架柱に係る占有料の取扱いに関する件」 (前記4(2)④参照)
--	--	--

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県自然環境保全センター	平成29年5月17日(平成29年5月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産使用許可に係る使用料の収入未済1件、6,646円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、1件、16,956円について、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。
神奈川県東部漁港事務所 [既報告]	平成29年3月6日(平成29年1月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、漁港施設使用料の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日とした結果、神奈川県財務規則の規定に反し、12日を経過した日を督促状の指定期限としているものが1件、87,600円あった。
神奈川県横浜川崎地区農政事務所 [既報告]	平成29年3月27日(平成29年2月13日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、空調機交換工事契約(契約額999,000円)の執行に当たり、空調設備工事のうち空調機器類本体(548,640円)について「(節)備品購入費」で、また、撤去工事のうち冷媒ガス回収・破壊処理費(36,720円)について「(節)委託料」でそれぞれ執行すべきところ、これらを含めた全額を「(節)需用費」で執行していた。
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	平成29年5月16日(平成29年5月9日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、支線柱1本及び支線1条に係る行政財産の使用許可(使用料1件、1,133円)について、日付を遡って事実と異なる日付により許可を行っていた。
神奈川県畜産技術センター [既報告]	平成29年2月21日(平成29年2月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力されていなかったため、旅費1件、1,456円を支給していなかった。
神奈川県県央家畜保健衛生所 [既報告]	平成29年2月21日(平成29年1月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処理の委託契約(単価契約、概算総価246,888円)の

	査)	締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている最終処分場所の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力に関する事項を記載していなかった。
--	----	---

カ 保健福祉局 (18 箇所、25 件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成29年8月25日(平成29年6月29日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 平成26年度被爆二世健康診断調査事業の額の確定に伴う国庫返納金1件、402,043円について、支払期限までに支払を行っていないかった。その結果、延滞金165円を支払っていた。</p> <p>(2) ひばりが丘学園ガス警報器取替工事代1件、186,300円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていないかった。</p> <p>(3) 被爆者等健康診断委託料1件、116,871円について、約定期限までに支払を行っていないかった。このため、遅延利息100円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていないかった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 未病サポーター養成研修等業務委託ほか16件(契約額計87,999,259円)について、契約期間の開始日が平成28年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも5月以降に締結していた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>(2) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約1件(単価契約、支出額62,100円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている、最終処分場所の所在地、最終処分の方法及び施設の処理能力の記載を行っていないかった。</p>
保健医療部医療課	平成29年8月25日(平成29年7月6日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、シングルベッドほか68点の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則に基</p>

	査)	づき、部長決裁とすべきところ、経理担当課長の決裁のみにより貸付けを決定していた。
保健医療部がん・疾病対策課	平成29年8月25日（平成29年7月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、支払通知変更依頼伺票の印刷代1件、68,904円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息300円を支払っていた。</p> <p>2 補助金交付事務において、平成27年度に交付した神奈川県地域自殺対策強化交付金事業費補助金1件、5,297,000円について、補助事業者に対して消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに提出させるべきところ、その提出が著しく遅れていた。その結果、返還額が確定していなかった。</p> <p>[特記前出]</p>
保健医療部保健人材課	平成29年8月25日（平成29年7月11日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、看護師等修学資金貸付金債権の平成28年度末の債権額が当該債権に係る個人別の債権額から確認できず、債権管理の事務処理が不適切であった。</p>
福祉部生活援護課	平成29年8月25日（平成29年7月5日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、被爆者等健康診断委託料1件、116,871円について、約定期限までに支払を行っていなかった。このため、遅延利息100円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、追録を行っている3点の加除式図書（平成28年度の追録購入額96,006円）について、備品として認識していなかったため、これらを備品台帳に記録していなかった。</p>

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚保健福祉事務所 [既報告]	平成29年4月7日（平成29年2月7日及び同月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに電柱に通信線が共架されているものが1件あった。これにより、平成28年度における共架柱に係る使用料1件、2,170円が徴収不足であった。</p>
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センタ	平成29年4月25日（平成29年	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、領収した現金を神奈川県財</p>

一 [既報告]	2月10日職員調査)	務規則の定める期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、51,160円あった。
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	平成29年8月10日(平成29年4月28日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の調定に当たり、電気料相当額について、使用許可面積による按分計算の基礎となる金額から、別に計算を行い徴収している個別空調機に係る金額を控除していなかったため、12件、3,264円を過大に徴収していた。
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター [既報告]	平成29年2月2日(平成28年12月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額6,868,800円)の予定価格の積算に当たり、積算項目の一つである燃料代について消費税等を二重に加算したため設計額が41,040円過大であった。この結果、契約額が11,880円過大となっていた。
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成29年3月9日(平成29年3月8日及び同月9日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに電柱(本柱)に電線を共架させているものがあった。これにより、平成28年度における使用料2件、5,376円が徴収不足であった。
神奈川県立煤ヶ谷診療所	平成29年5月22日(平成29年3月8日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、領収した現金を神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、237,960円あった。
神奈川県立衛生看護専門学校 [既報告]	平成29年4月26日(平成29年2月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、平成27年度に生じた事業主負担分に係る再配当額が不足したため、支出手続を納付期限内に行うことができず、期限後に納付しているものが1件、47,260円あった。その結果、平成28年度において延滞金200円を支払っていた。
神奈川県立よこはま看護専門学校 [既報告]	平成29年3月28日(平成29年1月23日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、後納郵便代の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、支出負担行為及び支出命令について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。
神奈川県精神保健福祉センター [既報告]	平成29年3月28日(平成29年1月19日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医の診察の際に必要な通訳料1件、33,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税3,369円を源泉徴収していなかった。

神奈川県立総合療育 相談センター	平成29年3月 24日（平成29年 3月23日及び同 月24日職員調 査）	（不適切事項） 支出事務において、医事会計システム保守業務 委託（契約額285,984円）及び医事会計システム 用プロバイダ接続サービス（契約額7,560円）に 係る平成29年1月分及び2月分の支払計58,708円 について、政府契約の支払遅延防止等に関する法 律に定める期限を経過しているにもかかわらず、 支払手続を行っていなかった。 [特記前出]
神奈川県立さがみ緑 風園 [既報告]	平成29年2月 3日（平成28年 12月12日職員調 査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 産業廃棄物収集・運搬、処分業務委託契約 （契約額164,160円）の締結に当たり、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律施行規則により義 務付けられている委託契約を解除した場合の処 理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等 を、契約書に記載していなかった。また、賠償 金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府 契約の支払遅延防止等に関する法律の規定によ り定められた率である年2.8%とすべきところ 、年2.9%と記載していた。 2 一般廃棄物である残飯の処理に係る契約（契 約額480,000円）に当たり、一般廃棄物の収 集・運搬及び処分の許可を有していない養豚業 者と契約を締結し、処理を委託していた。
神奈川県動物保護セ ンター [既報告]	平成29年2月 9日（平成29年 1月10日職員調 査）	（不適切事項） 収入事務において、自動販売機設置事業者から 徴収する光熱水費立替収入の調定に当たり、会計 年度が異なるにもかかわらず、同一事業者から過 大に徴収した平成27年度分の立替収入1件、6円 を平成28年度分の立替収入から差し引いていた。
神奈川県立保健福祉 大学実践教育センタ ー	平成29年4月 21日（平成29年 3月15日職員調 査）	（不適切事項） 支出事務において、宅配便等利用料金（平成29 年1月分）162,081円の支払に当たり、債権者の 口座へ振り込むべきところ、誤って、公共料金の 口座引き落としの際に使用する前渡金受領職員口 座へ入金し、その後の処理に時間を要したことよ り、約定した期限を過ぎて支払っていた。

キ 産業労働局（5箇所、10件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
---------	-------	--------------

総務室	平成29年8月4日（平成29年6月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、平成28年度エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業業務委託契約（2件、契約額計8,000,000円）の締結に当たり、2件の仕様書を取り違えて綴じ込んだ契約書で契約した後、誤りに気付き、作成し直したことから、本来、負担する必要のない収入印紙代等4,812円を支出していた。
-----	---------------------------	--

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県産業技術センター（平成29年3月31日廃止） [既報告]	平成29年3月29日（平成29年1月11日から同月13日まで職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、清掃料及び下水道料を算入しなかったため、9件、2,918円が徴収不足であった。 [特記前出] 2 庶務事務において、週休日等の振替の対象とならない3時間の勤務を行った管理職手当の支給対象職員1名に対して、職員の給与に関する条例の規定に基づく管理職員特別勤務手当1件、8,000円を支給していなかった。
神奈川県かながわ労働センター	平成29年4月26日（平成29年4月25日及び同月26日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入の調定に当たり、電気料及び害虫駆除料の算定基礎となる面積を誤ったことなどのため、12件、12,741円が徴収不足であり、12件、1,252円を過大に徴収していた。 2 契約事務において、個人情報等が含まれる不用紙の溶解処理業務委託契約（精算額109,080円）について、個人情報の処理が書面による事前の承諾を経ることなく第三者に再委託されていた。 3 物品管理事務において、追録を行っている3点の加除式図書（平成28年度の追録購入額43,185円）について、備品として認識していなかったため、これらを備品台帳に記録していなかった。
神奈川県かながわ労働センター県央支所	平成29年4月26日（平成29年4月21日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、中期労働講座に係る受講料75件、352,500円について、収入に係る事後調定を行っていなかった。

神奈川県立東部 総合職業技術校	平成29年4月 20日（平成29 年3月16日及 び同月17日職 員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、次のとおり誤りがあ った。 （1）行政財産の使用承認の手続を行わずに道路 標識が設置されているものが2件あった。 （2）開校時に設置したガードレール、県旗掲 揚塔及び構内電柱について、神奈川県県有財 産規則に定める工作物台帳に記録していなか った。 2 庶務事務において、人事給与システムに入力 されていなかったため、週休日に広報活動業務 に従事し、週休日の振替を行わなかった職員1 名に対して、時間外勤務手当1件、32,000円を 支給していなかった。
--------------------	---	---

ク 県土整備局（10箇所、15件）

（7）本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
建築住宅部住宅 計画課	平成29年8月 9日（平成29年 6月13日職員調 査）	（不適切事項） 収入事務において、応急仮設住宅に係る敷金精 算残金1件、130,320円の収入未済について、神 奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日 以内に督促状を発行していなかった。

（イ）出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土 木事務所	平成29年2月 20日（平成29年 1月10日から同 月12日まで職員 調査）	（不適切事項） 工事事務において、道路街路整備工事の変更契 約額の積算に当たり、道路法面に施工するモルタル 吹付け工について誤った単価加算率を適用して 積算していたため、変更後の契約額 （573,577,200円）が340,200円過大であった。 [特記前出]
神奈川県平塚土 木事務所 [既報 告]	平成29年2月 10日（平成28年 12月21日、同月 22日及び同月26 日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、神奈川県都市公園条例に基 づく公園施設の設置許可等に係る使用料5件、 2,113,465円について、調定が三月を超えて遅れ ていた。 [特記前出] また、神奈川県都市公園条例の改正により、平 成28年度から、算出した使用料の額が100円に満 たないときは、その額を100円とすることとされ ているが、算定式により算出した額で使用料をそ のまま徴収したことにより、2件、20円が徴収不

		足であった。
神奈川県藤沢土木事務所〔既報告〕	平成29年1月27日（平成28年12月16日、同月19日及び同月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、現金領収に係る現金取扱員から現金出納員への引継ぎに当たり、領収当日の最終領収書裏面に収入金の集計を記載していなかったものが、13件、8,240円あった。 [特記前出]</p> <p>2 支出事務において、タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6件、2,160円が支払不足であった。 [特記前出]</p> <p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、300円が徴収不足であった。 [特記前出]</p> <p>(2) 利用目的が駐車場である普通財産（坂ノ下駐車場ほか1件）の有償貸付に当たり、消費税の非課税取引に該当するものと誤認し、普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったため、平成27年度における貸付料2件、49,494円、平成28年度における貸付料1件、14,636円が徴収不足であった。また、利用目的が駐車場である行政財産（汐見台庁舎敷地2件）及び普通財産（寒川町田端廃川敷ほか5件）について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。 [特記前出]</p>
神奈川県厚木土木事務所〔既報告〕	平成29年1月30日（平成28年12月2日、同月5日及び同月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、厚木南合同庁舎自家用電気工作物精密点検測定業務委託契約（契約額604,800円）の実施に当たり、同契約に基づく従事者の資格に係る提出書類を受領していないなど、従事者の一部について資格要件の確認が不十分であった。</p> <p>2 財産管理事務において、配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより平成28年度の使用料</p>

		1件、130円が過大であった。
神奈川県厚木土木事務所東部センター〔既報告〕	平成29年1月30日（平成28年12月8日、同月9日及び同月12日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、河川占用許可に伴う使用料及び庁費立替収入の収入未済について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促を行っていなかったものが河川使用料1件、14,300円、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが庁費立替収入1件、1,146円あった。 2 財産管理事務において、消防用設備点検結果は消防法に基づき3年ごとに消防長へ報告する必要があるにもかかわらず、平成22年度点検結果を報告した以降、報告を行っていなかった。
神奈川県県西土木事務所〔既報告〕	平成29年3月21日（平成29年2月2日、同月3日及び同月6日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、篠窪大橋新設（上部工）工事の変更契約額の積算に当たり、現場で発生するH鋼材等のスクラップ処分について、当初積算と同様に運搬費と積卸費を計上せず積算していたため、変更後の契約額（397,749,960円）が201,960円過少であった。 [特記前出]
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター〔既報告〕	平成29年3月21日（平成29年2月8日から同月10日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、道路災害防除工事の変更契約額の積算に当たり、道路法面に施工する法枠工のラス張工について、当初積算と同様に誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額（35,790,120円）が328,320円過少であった。 [特記前出]
神奈川県横浜川崎治水事務所〔既報告〕	平成29年3月16日（平成29年2月13日及び同月14日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、正規の勤務時間を超えて住民説明会業務に従事した職員2名に対して、時間外勤務手当2件、27,414円を支給していなかった。
神奈川県住宅営繕事務所	平成29年8月9日（平成29年5月30日から同年6月1日まで職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、平成28年7月以降の公文書複写代等98件、2,610,322円について、収入に係る事後調定を行っていなかった。 [特記前出]

ケ 企業庁（9箇所、14件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
---------	-------	--------------

水道部計画課	平成29年7月24日（平成29年5月19日職員調査）	<p>(要改善事項)</p> <p>1 「水道営業所が締結している水道施設設計業務委託契約に関する件」 (前記4(2)⑤参照)</p> <p>2 「水道工事の土留工に用いる軽量鋼矢板の賃料の算定に関する件」 (前記4(2)⑥参照)</p> <p>3 「水道工事の路面復旧に伴う区画線工の積算に関する件」 (前記4(2)⑦参照)</p> <p>4 「水道工事の施工における路面復旧工等についての品質管理及び出来形管理に関する件」 (前記4(2)⑧参照)</p>
水道部水道施設課	平成29年7月24日（平成29年5月18日職員調査）	<p>(要改善事項)</p> <p>1 「概算数量設計による送配水管工事に関する件」 (前記4(2)⑨参照)</p> <p>2 「水道管布設工事現場管理等業務に係る歩掛に関する件」 (前記4(2)⑩参照)</p>

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成29年9月6日（平成29年2月22日及び同月23日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、職員が仮眠するための布団に係る乾燥代1件、3,931円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払っていなかった。</p>
神奈川県企業庁津久井水道営業所〔既報告〕	平成29年2月3日（平成28年12月15日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 相模原市緑区中野186番地付近配水管改良工事（契約額31,296,240円）の施工に当たり、契約図書（現場説明書）で定める水道工事標準仕様書に基づき、既設配水管撤去工において、玉掛けを2点吊りで施工させるべきところ、1点吊りで施工されており施工の安全性が確保されていなかった。また、配水管布設工において、仮設の土留工が必要な箇所について土留めが実施されていない箇所があった。</p> <p>2 相模原市緑区小淵806番地付近配水管改良工事（契約額19,548,000円）に係るコンクリート</p>

		舗装の路面復旧について、耐久性、水密性など所定の品質を確保するため、契約図書（現場説明書）で定める水道工事標準仕様書に基づくコンクリートの必要な養生期間が確保されておらず、その理由等も施工計画書に記載されていなかった。また、交通開放に当たり監督員の承諾を受けていなかった。
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	平成29年3月21日（平成29年2月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、鎌倉市鎌倉山1丁目17番付近配水管改良工事（契約額36,847,440円）の施工に当たり、配水管布設工について、クレーン装置付バックホウにより配水管の据付作業を行っているが、クレーン装置の吊り上げ能力を超えて作業が行われており、施工の安全性が確保されていなかった。また、路面復旧工について、上層路盤の現場密度の測定を行っていないなど、契約図書（現場説明書）に定める水道工事標準仕様書に基づく出来形管理及び品質管理が適正に実施されていなかったものがあつた。
神奈川県企業庁平塚水道営業所〔既報告〕	平成29年4月3日（平成29年1月24日及び同月25日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、大磯町東小磯311番地付近配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、ブロック舗装について、ブロック材料及び舗装面積の変更に伴い、変更後の単価に変更後の数量を乗じた金額に加えて、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を誤って計上したため、変更後の契約額（50,113,080円）が1,235,520円過大であつた。 [特記前出]
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成29年4月19日（平成29年3月9日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 工事事務について、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、厚木市飯山1571番地付近配水管布設工事（契約額16,532,640円）の施工に当たり、契約図書（現場説明書）で定める水道工事標準仕様書に基づき、配水管布設工について、玉掛けを2点吊りにさせるべきところ、1点吊りで施工されており施工の安全性が確保されていなかった。また、仕切弁設置工等において、基礎の幅及び厚さなどの出来形管理が適正に実施されていなかったものがあつた。

神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	平成29年5月9日（平成29年5月8日及び同月9日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、相模貯水池護岸工事（その2）の設計額の積算に当たり、ブロック積護岸工について、水セメント比の指定なしの生コンクリートとすべきところ、指定ありのものとしたため、設計額（11,502,000円）が86,400円過大であった。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成29年9月6日（平成29年3月22日及び同月23日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、非常用発電機メンテナンス用の消耗品の購入代1件、10,427円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

コ 教育委員会（31箇所、41件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
行政部財務課	平成29年8月3日（平成29年6月12日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、平成28年度に開催した県立高校施設等整備に伴う化学物質過敏症等対策検討委員会の出席委員への謝礼金1件、34,000円について、支出負担行為としての整理が年度を超えていたため、平成29年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成28年度予算により支出していた。 2 契約事務において、平成28年度英語教員海外研修実施事業等2件の海外旅行の委託契約（契約額計7,754,400円）の締結に当たり、消費税法では課税対象外となっている国外取引の宿泊料などを含めた全額を課税対象として算定したため、契約書に記載する消費税及び地方消費税額が過大であった。 （要改善事項） 「県立学校におけるプール用水道の使用に関する件」 （前記4(2)⑪参照）
指導部高校教育課	平成29年8月3日（平成29年6月14日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、平成28年度英語教員海外研修実施事業等2件の海外旅行の委託契約（契約額計7,754,400円）の締結に当たり、消費税法では課税対象外となっている国外取引の宿泊料などを含めた全額を課税対象として算定したため、契約書に記載する消費税及び地方消費税額が過大であった。

		<p>2 財産管理事務において、神奈川県が作成した著作物である「輝けきみの明日一行きたい・知りたい公立高校—平成29年度入学生にむけて」に係る著作権の利用許諾について、神奈川県県有財産規則の規定に反し、県有財産台帳に登載していなかった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「県立高等学校及び県立中等教育学校に対する外国語指導助手の派遣に関する件」</p> <p>(前記4(1)参照)</p>
指導部保健体育課	平成29年8月3日(平成29年6月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、自動体外式除細動器賃貸借及び保守契約(長期継続契約、契約総額14,067,459円)に係る平成28年4月分リース料1件、234,457円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。</p>
支援部特別支援教育課	平成29年8月3日(平成29年6月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、特別支援学校情報教育機器賃貸借及び保守契約(長期継続契約、契約総額68,455,800円)に係る平成28年度3月分リース料950,775円及び特別支援学校生徒用サーバ機器賃貸借及び保守契約(長期継続契約、契約総額20,139,840円)に係る平成28年度3月分リース料279,720円の支払について、支払期限を29日超過して支払っていた。その結果、遅延利息計2,800円を支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p> <p>2 工事事務において、秦野養護学校測量業務委託契約(契約額4,773,600円)について、隣接地権者との境界が確定していたことが業務着手後の調査で判明したことから、この部分に係る用地測量業務(境界確認)を減工して変更契約を締結すべきところ、これを実施しなかったため、契約額が440,640円過大であった。</p> <p>[特記前出]</p>
生涯学習部生涯学習課	平成29年8月3日(平成29年6月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当2件、25,911円を支給していなかった。</p>

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会教育局学校事務センター	平成29年9月6日（平成29年5月22日から同月24日まで職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、給与・諸手当返納に係る収入未済2件、322,414円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。
神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所（平成29年6月30日廃止）〔既報告〕	平成29年2月8日（平成29年1月16日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、給与返納金の収入未済2件、1,305,466円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。 〔特記前出〕
神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所	平成29年5月8日（平成29年2月16日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、過年度分給与等の返納に係る未納者への督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日としているものが2件、875,279円あった。
神奈川県立図書館	平成29年4月21日（平成29年3月14日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、後納郵便代（9件、235,128円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、支出負担行為及び支出命令について、館長決裁とすべきところ、副館長の専決として処理していた。 〔特記前出〕
神奈川県立川崎図書館〔既報告〕	平成29年3月23日（平成29年1月19日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、平成28年12月加給分非常勤職員報酬24件、7,353,472円の支給に当たり、「4分の3非常勤職員の給与の加給について」（人事課長通知）の規定に基づき平成28年12月9日に支給すべきところ、前日である同月8日に支給していた。
神奈川県立近代美術館〔既報告〕	平成29年4月7日（平成29年2月17日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、平成28年3月分の後納郵便料金（98,698円）を口座振替日までに前渡金受領職員口座に支出しなかったため、後納郵便料金が口座振替できず、払込票による支払を行った結果、同年6月分の後納郵便料金の支払に当たって、延滞利息109円を加算されて支払っていた。
神奈川県立鶴見高等学校	平成29年6月20日（平成29年4月28日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、泊を伴う修学旅

	査)	行の最終日は手当の支給対象ではないと誤認したため、11件、44,000円が支給不足であり、また、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、16,000円を支給していなかった。
神奈川県立横浜翠嵐高等学校	平成29年6月26日（平成29年4月17日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、同一内容の特殊勤務実績整理簿が誤って二重に提出されていることを看過したため、1件、5,600円を過大に支給していた。
神奈川県立横浜立野高等学校	平成29年9月11日（平成29年1月17日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、平成26年3月の新校舎設置などに伴い取得した工作物について、当初の登録を失念したことなどが判明したため、平成28年度に4件、49,631千円の減額修正及び11件、8,195千円の新規登録を行っており、工作物台帳の補正が著しく遅延していた。 [特記前出] 2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成25年度から平成27年度にかけてPTA等から寄附を受けた物品であるプレジデント用飾棚ほか8品目（価格合計1,872,799円）について、いずれも取得年度に寄附受入手続及び物品取得手続を行っておらず、これらの手続が著しく遅延していた。 [特記前出] (2) 平成26年3月の新校舎設置に伴い、工事等により取得した動産について、校舎移転後速やかに設備から物品への編入による取得手続をすべきところ、取得時点から著しく遅延した平成28年11月22日に重要物品4品目5点を含む備品16品目26点（価格合計12,276,700円）の取得手続を行っていた。 [特記前出]
神奈川県立永谷高等学校	平成29年4月12日（平成29年3月10日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、体育館ステージ引幕ほか4品目（総評価額1,676,770円）の寄附受入れに当たり、寄附物品が実際に納入され、当校が使用開始した日とは異なる寄附申込日、物品取得日より寄附受入手続を行ったため、誤った受入日が備品台帳に記載されていた。 [特記前出]

神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	平成29年6月5日（平成29年2月9日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架柱2本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した平成28年11月に発見したため、不当利得返還請求権に基づく過年度の使用料相当額71,922円のうち36,503円が事業者の消滅時効援用により、徴収できなかった。
神奈川県立氷取沢高等学校	平成29年7月19日（平成29年5月19日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 教育財産の目的外使用許可に当たり、教育財産の管理等に関する規程に反し、売店設置のための許可1件（許可面積35.52㎡、使用料免除）について、教育長決裁とすべきところ校長決裁により許可していた。 2 教育財産の目的外使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し、消費税及び地方消費税相当額を含めていなかったため、使用料を誤って許可していた。これにより使用料1件、221円が徴収不足であった。
神奈川県立横浜緑園高等学校	平成29年6月13日（平成29年4月12日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、郵便切手の管理に当たり、平成29年3月27日の払出額を誤認し、印紙類出納簿へ600円過大に記載したため、同日以後の帳簿残高が600円過少であった。
神奈川県立多摩高等学校〔既報告〕	平成29年2月7日（平成28年12月21日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約（契約額125,280円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている最終処分場の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力に関する事項を記載していなかった。
神奈川県立菅高等学校	平成29年5月10日（平成29年4月12日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の収入未済1件、830円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。
神奈川県立高浜高等学校	平成29年7月21日（平成29年5月9日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げな

	査)	い限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し、消費税及び地方消費税相当額を含めていなかったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料2件、309円が徴収不足であつた。
神奈川県立平塚湘風高等学校	平成29年5月25日（平成29年3月22日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、次のとおり誤りがあつた。 1 修学旅行等引率指導業務及び部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、18件、21,500円を支給していなかった。 2 遠足引率旅行に係る旅費について、人事給与システムへ入力されていなかったため、1件、3,071円を支給していなかった。
神奈川県立藤沢西高等学校 [既報告]	平成29年3月9日（平成28年12月5日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日としているものが7件、5,720円あつた。 [特記前出]
神奈川県立藤沢総合高等学校	平成29年6月7日（平成29年4月10日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、全国高等学校美術、工芸教育研究大会（2016千葉大会）への参加に伴う旅費の支給に当たり、開催に先立って主催者が送付した通知文では、県と主催者の間における旅費の負担範囲が不明確であつたにもかかわらず、このことについて主催者に確認しなかったため、主催者が全額負担していた旅費2件、10,568円を支給していた。
神奈川県立中央農業高等学校	平成29年9月5日（平成29年4月27日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う教育財産の使用許可の変更に当たり、平成28年3月31日までに平成28年度以降の使用料について変更の許可を行うべきところ、遅延している（変更許可日：平成29年3月16日）ものが1件あつた。
神奈川県立海老名高等学校	平成29年7月21日（平成29年4月27日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済1件、1,760円について、神奈川県財務規則の規定に反

		し、督促状を発行していなかった。
神奈川県立有馬高等学校	平成29年6月1日（平成29年4月27日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、16,000円を支給していなかった。
神奈川県立鶴見養護学校	平成29年8月9日（平成29年4月28日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約（契約額124,902円）について、予定数量を超える廃棄物を処理させていたにもかかわらず変更契約を締結せずに契約金額を超える委託料（161,406円）を支出していた。 2 財産管理事務において、購入単価を46,200円（税抜）で積算していたレーザープリンタ1台について、他の物品と合わせた見積合せの結果、取得価額が50,112円（税込）となり、5万円（税込）以上であったにもかかわらず、備品台帳に記録していなかった。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成29年7月28日（平成29年4月20日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、平成28年度学校給食調理場の定期検査（3回目）に係る学校薬剤師への謝礼金1件、10,000円について、支出負担行為としての整理が年度を超えて遅延していたため、平成29年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成28年度予算により支出していた。
神奈川県立三ツ境養護学校	平成29年6月27日（平成29年4月20日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約（契約額4,460,400円）の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成28年9月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。
神奈川県立えびな支援学校	平成29年9月5日（平成29年2月22日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、備品3点及び消耗品1式（総評価額897,116円）の寄附受入れに当たり、神奈川県財務規則に基づく物品取得調書の作成及び出納の通知を行っていなかった。

サ 公安委員会（1箇所、3件）

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部施設課	平成29年8月7日（平成29年	（不適切事項） 1 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処

	<p>6月13日、同月16日、同月23日及び同月26日職員調査)</p>	<p>分の委託契約1件（単価契約、支出額1,885,329円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている再生の方法及び再生に係る施設の処理能力の記載を行っていなかった。</p> <p>2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 松田警察署新築工事（機械）（平成26年度から28年度までの継続費）の設計額の積算に当たり、換気設備（空調換気扇）の機器材料費について、最低見積価格に誤った実勢率を乗じて算出していたため、設計額（241,390,800円）が777,600円過大であった。</p> <p>(2) 庁舎解体工事实施設計業務委託（契約額2,084,400円）の設計額の積算に当たり、アスベスト分析調査について、複数の価格情報誌に掲載された単価の平均値を採用すべきところ、一誌の掲載単価のみによっていたため、設計額が32,400円過大であった。</p>
--	--------------------------------------	---

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局 (13 箇所)

(7) 本庁機関 (10 箇所)

知事室、政策部総合政策課、政策部土地水資源対策課、政策部政策法務課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課、ICT推進部情報企画課、ICT推進部情報システム課、基地対策部基地対策課

(4) 出先機関 (2 箇所)

神奈川県東京事務所、神奈川県県央地域県政総合センター

[以下既報告] (1 箇所)

神奈川県統計センター

イ 総務局 (18 箇所)

(7) 本庁機関 (5 箇所)

組織人材部行政管理課、組織人材部職員厚生課、財政部財政課、財政部税制企画課、財政部税務指導課

(4) 出先機関 (8 箇所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告] (5 箇所)

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県厚木県税事務所

ウ 安全防災局 (6 箇所)

(7) 本庁機関 (4 箇所)

総務室、安全防災部災害対策課、安全防災部消防課、安全防災部くらし安全交通課

(4) 出先機関 (0 箇所)

[以下既報告] (2 箇所)

神奈川県総合防災センター、神奈川県消防学校

エ 県民局 (16 箇所)

(7) 本庁機関 (8 箇所)

総務室、くらし県民部情報公開広聴課、くらし県民部人権男女共同参画課、くらし県民部 NPO 協働推進課、くらし県民部消費生活課、次世代育成部子ども家庭課、次世代育成部子ども支援課、次世代育成部青少年課

(4) 出先機関 (1 箇所)

神奈川県小田原児童相談所

[以下既報告] (7 箇所)

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談所、神奈川県立公文書館、神奈川県パスポートセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県立おおいそ学園

オ スポーツ局（3箇所）

総務室、オリンピック・パラリンピック課、セーリング課

カ 環境農政局（17箇所）

(7) 本庁機関（6箇所）

環境部環境計画課、環境部大気水質課、緑政部森林再生課、農政部農政課、農政部農業振興課、農政部農地課

(4) 出先機関（9箇所）

神奈川県水産技術センター、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県西部漁港事務所、神奈川県農業技術センター、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県フラワーセンター大船植物園
[以下既報告]（2箇所）

神奈川県環境科学センター、神奈川県湘南家畜保健衛生所

キ 保健福祉局（20箇所）

(7) 本庁機関（10箇所）

保健医療部医療保険課、保健医療部健康危機管理課、保健医療部県立病院課、保健医療部健康増進課、福祉部地域福祉課、福祉部高齢福祉課、福祉部障害福祉課、福祉部共生社会推進課、生活衛生部生活衛生課、生活衛生部薬務課

(4) 出先機関（5箇所）

神奈川県衛生研究所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県立中井やまゆり園、神奈川県立保健福祉大学
[以下既報告]（5箇所）

神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所、神奈川県立平塚看護専門学校、神奈川県立ひばりが丘学園（平成29年3月31日廃止）、神奈川県食肉衛生検査所

ク 産業労働局（19箇所）

(7) 本庁機関（11箇所）

産業部産業振興課、産業部企業誘致・国際ビジネス課、産業部エネルギー課、中小企業部中小企業支援課、中小企業部商業流通課、中小企業部金融課、観光部観光企画課、観光部国際観光課、労働部労政福祉課、労働部雇用対策課、労働部産業人材課

(4) 出先機関（4箇所）

神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立西部総合職業技術校
[以下既報告]（4箇所）

神奈川県産業技術センター工芸技術所、神奈川県産業技術センター計量検定所、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県障害者職業能力開発校

ケ 県土整備局（26箇所）

(7) 本庁機関（21箇所）

総務室、事業管理部県土整備経理課、事業管理部建設業課、事業管理部建設リサ

イクル課、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河川課、河川下水道部砂防海岸課、河川下水道部下水道課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(イ) 出先機関（2箇所）

神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

[以下既報告]（3箇所）

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、神奈川県流域下水道整備事務所

コ 会計局（3箇所）

会計課、指導課、調達課

サ 企業庁（19箇所）

(ア) 本庁機関（9箇所）

総務室、財務部財務課、財務部会計課、財務部財産管理課、財務部情報管理課、水道部経営課、水道部浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(イ) 出先機関（6箇所）

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター

[以下既報告]（4箇所）

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

シ 議会局（4箇所）

総務課、経理課、議事課、政策調査課

ス 教育委員会（171箇所）

(ア) 本庁機関（10箇所）

総務室、行政部行政課、行政部教育施設課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、支援部子ども教育支援課、支援部学校支援課、生涯学習部文化遺産課

(イ) 出先機関（140箇所）

神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立鶴見総合高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立霧が丘高

等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立新栄高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立相模向陽館高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立吉田島高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立横浜南養護学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立中原養護学校、神奈川県立麻生養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立鎌倉養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、神奈川県立秦野養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立座間養護学校、神奈川県立相模原中央支援学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

〔以下既報告〕（21箇所）

神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所（平成29年6月30日廃止）、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立体育センタ

一、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立金沢養護学校、神奈川県立高津養護学校、神奈川県立津久井養護学校

セ 人事委員会事務局（2箇所）

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

ソ 監査事務局（2箇所）

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

タ 労働委員会事務局（1箇所）

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

チ 選挙管理委員会（1箇所）

神奈川県選挙管理委員会

ツ 収用委員会（1箇所）

神奈川県収用委員会事務局

テ 神奈川海区漁業調整委員会（1箇所）

神奈川県海区漁業調整委員会事務局

ト 内水面漁場管理委員会（1箇所）

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ナ 公安委員会（警察本部）（110箇所）

(ア) 本庁機関（56箇所）

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部会計課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪対策課、地域部地域総務課、地域部地域指導課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部免許課、交通部運転免許本部試験課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事課、警備部警備課、警備部危機

管理対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察学校

(イ) 出先機関 (39 箇所)

神奈川県加賀町警察署、神奈川県山手警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

[以下既報告] (15 箇所)

神奈川県金沢警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県相模原南警察署

別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

県の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第 199 条第 10 項により、監査の結果に基づいて、監査委員の合議により次の意見を付記する。

1 県立施設等において駐車場利用者に協力を依頼している緑化協力金への寄附について

県立施設等 38 施設において駐車場利用者に協力を依頼している緑化協力金への寄附について、利用者の寄附の意思を確認するための方法の違いなどにより、寄附の率に著しい差異が生じていた。

環境農政局緑政部自然環境保全課は、県立施設等 38 施設に対して、本県の緑地保全施策を推進するための寄附金制度として緑化協力金（車 1 台あたり 20 円）を駐車場利用者（以下「利用者」という。）から預かるよう依頼している。

寄附金である緑化協力金を預かるに当たっては、利用者の寄附の任意性を確保する必要があるが、これらの施設のうち精算機により料金を徴収している 31 施設については、意思の確認に当たり、利用者に駐車場の精算機に設置したボタンを押させる等の方法を採用している。具体的には、賛同ボタンを押させるもの（以下「賛同ボタン方式」という。）が 16 施設、不賛同ボタンを押させるもの（以下「不賛同ボタン方式」という。）が 10 施設、不賛同の場合に係員に申し出る方法としているものが 5 施設となっている。

平成 28 年度の利用者の寄附への協力率（年間寄附件数/年間利用台数）は、賛同ボタン方式の 16 施設は平均 2.5%と低い率となっているのに対して、不賛同ボタン方式の 10 施設は平均 78.6%、不賛同の場合に係員に申し出る方法としている 5 施設は平均 90.5%と高い率となっていた。

寄附への協力を利用者に依頼するに当たり、賛同ボタン方式は、賛同する場合にボタンを押すため、寄附の任意性は確保されているものと考えられるが、不賛同ボタン方式や、不賛同の場合に係員に申し出る方法は、不賛同の利用者が、制度が分からなかったり、後続車がいるなど時間がなかったりなどしたために、ボタンを押さなかったり、係員に申し出なかったりした場合も想定され、こうした場合、意思が不明確なまま寄附されていることが懸念される。そして、係員に対して、不賛同の意思を表明すれば返金に応じる旨の貼紙をしている施設では、貼紙に気づかない利用者が寄附の意思の確認を受けずに徴収されたと誤解してトラブルになる場合もあった。

したがって、こうした懸念の解消やトラブルの防止に向けて、駐車場内の掲示を増やすことや緑化協力金の周知方法を工夫するなど、県民へのさらなる周知に努めるとともに、寄附の任意性を確保することの重要性に鑑み、各施設における意思確認の方法等を改めて検証し、その結果、任意性が十分に確保されていないと認められる施設については、その方法を再検討することが望まれる。

（環境農政局 緑政部自然環境保全課）